

## 住民監査請求の結果の概要 (「県議会議長の交際費」に関する件)

### 1 監査の結果

請求人から提出のあった平成26年5月13日付け住民監査請求について、監査委員の合議により請求に理由がないと認め、同年7月11日、請求を棄却した。

### 2 請求の要旨

- ・ 平成25年6月に議長交際費から「団長懇談会」「正副議長・議会運営委員会意見交換会」に会費を支出したが外部と交際する為の経費から同じ立場にある神奈川県議会議員との会合に会費を支払う理由は無いはずだ
- ・ 議会局経理課長に対して合計79,000円の返還を求める

### 3 判断の理由

#### (1) 団長懇談会

##### ア 交際に事務遂行上の必要性や有益性があるか

団長会は、「県議会内の自律的な団体」かつ議会活動の基本的単位であり、代表質問権が認められている各交渉会派と議会の同意を要する人事案件に関することなどについて会派間の調整協議を行う唯一の場であり、議場の秩序の保持等を行う議長の職務遂行上重要な場である。

したがって、団長会構成員相互の意見交換を通じて団長会の円滑な運営を図ることを目的とした、団長懇談会を議長が主催することは、主義主張を異にし、極めて高度な緊張関係にある各団長と議長が友好信頼関係の維持増進を図るものと認められ、その必要性や有益性があることは否定できない。

##### イ 交際に外部性があるか

団長は会派の議員から選出されること、各団長は出身母体である団(会派)が政党を背景に成立しているため主義主張を異にし、極めて高度な緊張関係にあること、円滑な議会運営を図る立場にある議長は各会派から一定の距離を置いて公平に接する必要があること、そして自らの指揮監督下にある職員との関係は、原則として外部には当たらないとする東京高等裁判所平成14年12月24日判決を踏まえると、議長と団長との関係については外部性を否定できない。

##### ウ 交際に要する費用が社会通念上儀礼の範囲にとどまるか

議長が主催した団長懇談会の開催経費として支出した議長交際費1人当たり5,000円は、福岡高等裁判所平成14年9月20日判決で食糧費の支出基準として示された国家公務員倫理法等における5,000円を超えていないことから、開催経費として過大なものとは認められず、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものと認められる。

## (2) 正副議長・議会運営委員会意見交換会

### ア 交際に事務遂行上の必要性や有益性があるか

議会運営委員会は、議案の提出があった場合の上程時期などの議会運営全般について協議を行っており、議長及び副議長はこの決定に基づいて議会を運営することが求められている。

したがって、意見交換を通じ、議会の円滑な運営を図ることを目的とした正副議長・議会運営委員会意見交換会への出席を求められた場合には議長及び副議長は職責上出席せざるを得ない立場にあり、その意味で公務としての性格を帯びており、事務遂行上の必要性や有益性が認められる。

### イ 交際に外部性があるか

議会運営委員会は「審査独立の原則」により議会及び議長や他の委員会からも何らの制約を受けることなく独自の立場から独立して審査を行うことができることや、正副議長にとってその決定に基づいて職責が遂行されることを求められていることから正副議長と議会運営委員との関係については外部性を否定できない。

### ウ 交際に要する費用が社会通念上儀礼の範囲にとどまるか

正副議長が出席した正副議長・議会運営委員会意見交換会の会費として支出した議長交際費1人当たり7,000円は、東京高等裁判所平成14年12月24日判決が忘年会の出席費用として社会通念上常識の範囲内とした10,000円を下回ることから、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものと認められる。

したがって、上記(1)及び(2)の2件に対し、議長交際費を支出する理由は否定できず、その支出が違法又は不当であるとまでは認められない。

## 4 意見

監査の結果は上記1のとおりであるが、監査を通じて次のとおり思料するので意見として付言する。

### (1) 議長交際費の支出について

監査対象の2件の議長交際費の支出は違法又は不当であるとまでは認められないが、県民からの疑念を招かないよう、今後の支出については慎重に検討されたい。

### (2) 議長交際費のホームページにおける公開内容について

県民に対する説明責任を果たすため、議長交際費も知事交際費と同様に、区分、件数及び支出金額だけでなく、具体的な用途についてもホームページで公開することを検討されたい。